

## 令和8年度あいち農林漁業スタートガイド「あいちから」構築等支援業務委託仕様書

### 1 基本事項

#### (1) 業務名

令和8年度あいち農林漁業スタートガイド「あいちから」構築等支援業務（以下、「本業務」という。）

#### (2) 期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

#### (3) 目的

令和7年度事業で構築された「あいち農林漁業スタートガイド「あいちから」」（以下、「あいちから」という。）では、若者や女性など幅広い人材確保に向けた動画情報、就業関連情報、AIを活用した就業相談、農地情報の提供などのデジタルコンテンツを実装した。本年度は、昨年度構築した「あいちから」について、就業・参入促進、相談機能強化、就業後の定着支援に向けた新たなコンテンツの構築及び、運用保守、関連業務を進めていく（令和8年度あいち農林漁業スタートガイド「あいちから」構築等業務）。本業務は、令和8年度の「あいちから」の構築等を進めるにあたり、県の立場に立って専門的な視点から関係業務の進行管理、技術的確認、リスク管理等を行い、円滑かつ計画的に「あいちから」を構築するとともに、就業・参入促進につながる効果的な支援体制づくりを進めることを目的とする。

### 2 業務の内容

#### (1) 事業推進支援

##### ア アドバイザーの配置および定例会議

受託者は、Web 開発に関する十分な経験と実績を有するアドバイザーを配置し、県との定例会議（月1回程度）を開催する。

##### イ 実行計画策定・業務支援

受託者は、令和7年度事業で構築された「あいちから」の内容及び、県が別途契約する「令和8年度あいち農林漁業スタートガイド「あいちから」構築等業務」の内容を十分に把握したうえで、専門的知見に基づき、事業全体の実行計画（WBS、マイルストーン等）を作成し、計画に沿った業務支援を行う。

また、次年度以降の事業推進に向けて、実行計画や開発仕様の作成、県の予算要求等に対して必要な支援を行うものとする。

##### ウ 就農支援体制のデジタル化に向けた支援

###### ① 就農支援実態の把握

受託者は、県の就農相談窓口である農起業支援ステーション（愛知県立農業大学校内設置）、農起業支援センター（県農林水産事務所農業改良普及課に設置）に加え、市町村、農業協同組合（JA）等が実施する就農支援の実態を的確に把握するものとする。その結果を踏まえ、

就業・参入促進に資する効果的なデジタルコンテンツ化の方向性等について、助言・提言を行うこと。

## ② 現状分析

県内における就農支援の内容および運用実態を正確に把握するため、受託者は以下の調査・分析を実施し、現場の課題およびニーズを明確化するものとする。

- 関係機関・関係者（行政、普及指導員、JA、就農者等）へのヒアリング
- 現地調査（相談窓口、研修施設、支援拠点等）
- 就農希望者・就農者の意識調査
- 支援プロセスの整理・分析（相談～研修～就農まで）

その上で、把握した実態を踏まえ、効果的なデジタルコンテンツ化に必要な改善点、機能、仕組み等を整理し、地域の就農支援力向上に資する仕組みの構築を図ること。

## ③ 予約システム導入を見据えた検討・支援

令和8年度中に「あいちから」に就農相談予約システムおよび個別相談予約フォームを導入する予定であることを踏まえ、受託者は、予約システム導入後に相談者が円滑に就農準備を進められる仕組みづくりに必要な支援を行うこと。特に以下の点について検討・支援するものとする。

- 個別相談者情報を一元的に管理し、県関係者が共有できる効率的な仕組み
- 就農計画の作成を支援するツール・システムの在り方
- 県のシステム環境下で活用可能なソフト等の選定・活用支援

## ④ プロジェクトチーム等の設置

具体的な検討を進めるため、受託者は定例会議とは別に、実効性のあるプロジェクトチーム等を設置し、必要な調整・技術支援等を行うものとする。

## エ 「愛知県新規就農対策推進会議」開催支援

県が主催する「愛知県新規就農対策推進会議」の開催にあたり、アドバイザーは専門的立場からの助言・提言を行い、県と関係者との調整および合意形成に向けた支援を行う。当該推進会議は年3回程度の開催を想定し、アドバイザーによる支援は、会議への出席による直接支援に限るものではなく、会議準備・企画段階における協議内容等に対する助言による場合もある。

### ※「愛知県新規就農対策推進会議」

新規就農者の確保・育成対策を推進するにあたり、関係する県機関及び農業団体の情報共有と連携を目的に設置

構成員：愛知県農業水産局農政部（農政課、農業振興課、農業経営課）、愛知県立農業大学校、愛知県農業総合試験場、愛知県農地中間管理機構（公益財団法人愛知県農業振興基金）、愛知県農業協同組合中央会、愛知県経済農業協同組合連合会、一般社団法人愛知県農業会議

## (2) 「あいちから」構築等に係る管理支援

「あいちから」の円滑な構築・運用に向けて、県が別途契約する令和8年度あいち農林漁業スター

トガイド「あいちから」構築等業務の委託先（以下「構築等事業者」という。）の業務進捗に対し、専門的立場から進行管理及び品質管理等に関する助言を行い、県の要件に沿った構築等を支援する。

なお、構築等事業者に対する指示等を行う場合は、県の意向を適宜確認のうえ、県の要件及び意向に沿って実施するものとし、受託者の主体的判断に基づく指示等は原則として行わないこと。やむを得ない事情等により受託者が自らの判断に基づく指示等を行った場合には、速やかに県に報告をし、了承を得るものとする。

#### ア 進捗管理支援

- ・ 業務の進捗管理を行うため、次に掲げる会議等を開催又は参加し、専門的立場から助言・指示等を行う。会議等は、リモート又は対面のいずれかの方法により関係者と調整のうえ効果的に実施するものとする。

##### ① キックオフ会議

本業務の契約締結後、県、受託者及び構築等事業者（コンテンツ等制作関係者を含む）によるキックオフ会議に参加する。

会議では、本業務の目的、達成目標、スケジュール及び全体業務等の確認を行うとともに、今後の具体的なスケジュール等について協議を行う。

##### ② 全体会議

受託者は月1回の頻度で全体会議を開催し、業務全体の進捗確認及び個別課題の協議を行う。

参加者は、県、受託者及び構築等事業者（コンテンツ等制作関係者を含む）とする。

##### ③ 実務者会議

受託者と構築等事業者は、隔週程度の頻度で実務者会議を開催し、「あいちから」の運用状況、コンテンツ開発等の進捗及び課題を確認する。

課題が認められる場合は対応策を協議し、必要に応じて県と調整の上、改善に向けた指示等を行う。

##### ④ 個別検討会等

特定の課題への対応方針を検討するために設置される個別検討会等において、課題解決に向けた助言・指示等を行う。

##### ⑤ その他

上記のほか、県との打合せや調整等が必要な場合には、適宜ミーティングを開催し、意向把握や課題解決に向けた検討を行う。

#### イ 成果物レビュー支援

- ・ 構築等事業者が作成する各種成果物をレビューし、技術的・ユーザー視点の両面から必要な修正点・改善点について助言する。
- ・ アクセシビリティ、セキュリティ、ユーザビリティ等の観点から、専門的な立場での評価・助言を行う。

### 3 留意事項

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、円滑な業務実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務の従事者のいずれか一人は、次の業務実績を有していること
  - ・ 過去5年以内に国や都道府県のシステム開発等の要件定義業務を主導・担当した実績があり、その業務に通算で1年以上従事した実績があること。
  - ・ 農林水産分野における Web コンテンツ開発やデジタル化に係る構築事業マネジメント業務の実績があること。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本業務の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。
- (4) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。
- (5) 本業務は国の地域未来交付金を活用して行うため、当該交付金の要件を遵守すること。
- (6) 委託業務に当たり使用する意匠や演出、図表、データ、画像、映像、音声等の著作権、使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより第三者の著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (7) 著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を始め、本業務に関する一切の権利は、愛知県に帰属するものとする。成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

### 4 成果物

以下の事項を記載した事業報告書を作成する

- ① 全体計画（業務期間における実行計画、次年度以降の実行計画案）
- ② 調査報告（実施した調査内容をまとめたもの）
- ③ 成果物レビューシート
- ④ 会議・打合せ等実施結果、事業期間中に行った提案資料等
- ⑤ その他県が指示したもの

上記をファイルにまとめたもの2部及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）に収録したものの1部を、農業経営課に提出する。